

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 吉岐振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	吉岐振興局	管理部 総務課	H26.4.1	平成26年度 吉岐振興局総合庁舎 (吉岐保健所含む) 宿日直業務委託	2,916,000	個人のため未記入	宿日直業務は、平日夜間及び休日における庁舎管理、時間外の電話対応、郵便物等の收受並びに気象警報発令、事故や災害発生時等の対応である。 緊急時の対応等という業務の性質上、契約相手には信頼性、的確性を強く求められることから、一般公募のうえで面接等により個人の適性を判断し委任契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
2	吉岐振興局	建設部 管理・用地課	H26.4.1	郷ノ浦港緑地、印通 寺港緑地及び勝本港 緑地管理委託	1,425,528	吉岐市郷ノ浦町本村触562 吉岐市長 白川 博一	吉岐市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「郷ノ浦港緑地」「印通寺港緑地」「勝本港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を吉岐市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、吉岐市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、 以上の理由により、吉岐市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
3	吉岐振興局	建設部 吉岐空港 管理事務所	H26.4.1	吉岐空港消防救難活 動業務委託	37,885,000	吉岐市郷ノ浦町本村触562 吉岐市長 白川 博一	吉岐空港の消防救難活動業務については、吉岐空港広域圏町村組合と消防協定を締結しており、市町村合併後は同組合の業務を吉岐市が承継している。また、航空機火災等に関する高度な消火活動に対応できる者は島内には吉岐市消防本部しかなく、契約相手方が吉岐市に限られるため。	第167条の2 第1項第2号
4	吉岐振興局	農林水産部 農林整備課	H26.4.11	刈田院地区埋蔵文化 財発掘調査業務委託	2,679,000	吉岐市郷ノ浦町本村触563 吉岐市長 白川 博一	本調査は文化財保護法に基づき行われるものであり、昭和50年5月23日付50構改A第741号「文化財保護法の一部改正に関する覚書」第4項で「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として、文化財保護担当部局において実施するものとし、(以下略)」と覚書が交換されており、今回調査を実施する地区における文化財保護担当部局は、吉岐市教育委員会に限定されるため。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 吉岐振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	吉岐振興局	農林水産部 農林整備課	H26.6.30	平成26年度刈田院地区 換地事務委託	3,639,600	吉岐市郷ノ浦町本村触564 吉岐市長 白川 博一	換地を行う場合、農家にとっての農地は先祖代々の土地という意識が強く、工事や換地に対する不満が噴出することが多い。そのような不満を解消するために、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地となるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整の善し悪しが事業を大きく左右するので、この調整作業は地元精通した土地改良区が主体となって実施しなければ進まない作業であるため、原則として、土地改良事業を行うために設立された公法人(非営利法人)である土地改良区と1者随意契約を行うことになる。しかし、本件の場合、刈田院土地改良区が設立されているものの、事務長1人で事務管理しており、換地事務に関する事務及び換地委員等の調整や相続人関係の調整もできない。そのため、換地事務について、地元の事情に精通し、専門的知識を有する吉岐市と随意契約するもの。	第167条の2 第1項第2号
6	吉岐振興局	農林水産部 農林整備課	H26.7.17	吉岐地区積算参考 資料作成業務委託	1,706,400	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体 連合会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会は、県内21市町及び90土地改良区等を会員とする公益法人であり、県営事業の積算に当たって(社)農業農村整備情報総合センターが直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。さらに積算システムに県独自の機能を付加し長崎県土地改良事業団体連合会と共同で保守運用している。このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体のため、長崎県土地改良事業団体連合会と随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 吉岐振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	吉岐振興局	建設部 建設課	H26.9.25	大島漁港生産基盤整備 工事(積算業務委託)	9,018,000	長崎市元船町17番地1号 一般社団法人水産土木建設 技術センター長崎支所 支所長 荒川 敏久	当該業務は、漁港施設の工事に係る積算業務を委託するものである。当該積算業務においては、工事周辺の漁場や漁業活動などへの影響に配慮した施行方法や対策が求められ、高度な水産技術を必要とする。さらに当該業務は、入札に係る予定価格の算出基礎となる設計書等を作成するため、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書等を作成する際に使用する県の積算システムの情報流出防止など、高い信頼性を必要とする業務である。以上のことから、高い水産技術と県が発注する公共工事の発注関係事務の豊富な受託経験・実績を有し、信頼性の高い(一社)水産土木建設技術センター長崎支所と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
8	吉岐振興局	管理部 総務課	H27.3.31	平成27年度 吉岐振興局総合庁舎 (吉岐保健所含む) 宿日直業務委託	2,934,000	個人のため未記入	宿日直業務は、平日夜間及び休日における庁舎管理、時間外の電話対応、郵便物等の收受並びに気象警報発令、事故や災害発生時等の対応である。緊急時の対応等という業務の性質上、契約相手には信頼性、的確性を強く求められることから、一般公募のうえで面接等により個人の適性を判断し委任契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
9	吉岐振興局	建設部 管理・用地課	H27.3.31	郷ノ浦港緑地、印通 寺港緑地及び勝本港 緑地管理委託	1,425,528	吉岐市郷ノ浦町本村触562 吉岐市長 白川 博一	吉岐市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「郷ノ浦港緑地」「印通寺港緑地」「勝本港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を吉岐市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、吉岐市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、 以上の理由により、吉岐市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 杵岐振興局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	杵岐振興局	建設部 杵岐空港 管理事務所	H27.3.31	杵岐空港消防救難活動業務委託	37,531,000	杵岐市郷ノ浦町本村触562 杵岐市長 白川 博一	杵岐空港の消防救難活動業務については、杵岐空港広域圏町村組合と消防協定を締結しており、市町村合併後は同組合の業務を杵岐市が承継している。また、航空機火災等に関する高度な消火活動に対応できる者は島内には杵岐市消防本部しかなく、契約相手方が杵岐市に限られるため。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円